

## 大口町認知症総合支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症である者及びその家族(以下「認知症の者等」という。)に対する支援体制の強化を図るため、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の4第2項第6号に規定する事業として町が行う認知症総合支援事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、大口町とする。ただし、町長は、事業を適切に遂行することができると思われる法人その他団体に対し、事業の全部又は一部を委託することができる。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 認知症の者等に対する支援及び支援体制の構築に関すること。
  - (2) 認知症の者等に係る医療機関、介護サービス提供機関及び支援機関との連携及び調整に関すること。
  - (3) 認知症の者等に係る情報の収集及び提供に関すること。
  - (4) 認知症への理解を深めるための普及啓発に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、認知症の者等に対する支援について必要な事項
- (認知症地域支援推進員)

第4条 町長は、前条に規定する事業を円滑かつ効果的に実施するため、認知症地域支援推進員(以下「推進員」という。)を1人以上置くものとする。

2 推進員は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 認知症に係る医療及び介護に関する専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士又は介護福祉士
- (2) 前号に掲げる者のほか、認知症に係る医療及び介護に関する専門的知識及び経験を有する者として町長が認める者

3 推進員は、認知症の者等に係る次の業務を行うものとする。

- (1) 医療機関や介護施設等の関係機関との連携及び調整に関すること。
- (2) 社会資源の情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 認知症への理解を深めるための普及啓発及び関係者に対する研修会等に関すること。
- (4) 相談支援に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、支援に関し必要な業務  
(認知症初期集中支援チーム)

第5条 町長は、認知症の者等に対し早期に関わり、集中的かつ包括的な支援を実施するため、大口町認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置するものとする。

2 支援チームは、第1号に掲げる専門職2人以上及び第2号に掲げる専門医1人以上により構成する。

(1) 専門職 アからウまでのいずれにも該当する者

ア 保健師、看護師、准看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士又は介護福祉士

イ 認知症ケア又は在宅ケアの実務、相談業務等に3年以上携わった経験を有する者

ウ 国が実施する研修の受講等により、必要な知識及び技能を習得した者

(2) 専門医 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会が定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ、認知症サポート医である医師。ただし、これらの者の確保が困難な場合にあつては、当分の間、ア及びイのいずれかに該当する者を専門医とみなすことができる。

ア 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会が定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であつて、今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定のある者

イ 認知症サポート医であつて、認知症患者の診断又は治療に5年以上従事し

た経験を有する者（認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている者に限る。）

3 支援チームの支援の対象者は、原則として大口町内に居住する40歳以上の者であって、自宅で生活を営んでおり、かつ、認知症の者（認知症の疑いがある者を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者（以下「訪問支援対象者」という。）とする。

- (1) 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
- (2) 医療サービス又は介護サービスを受けていない者（当該サービスを中断している者を含む。）
- (3) 医療サービス又は介護サービスを受けているが、認知症に係る行動及び心理症状が顕著なため、家族等が対応に苦慮している者

4 支援チームは、次の業務を行うものとする。

- (1) 支援チームの役割及び機能に関する普及啓発に関すること。
- (2) 訪問支援対象者に対する訪問支援、アセスメント、情報収集等に関すること。
- (3) 訪問支援対象者に対する継続的なモニタリング並びに関係機関等との連携及び情報共有に関すること。
- (4) 支援チームの構成員による会議の開催に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、支援チームの活動に関し必要な業務

5 支援チームの活動報告及び評価等は、大口町地域包括ケアシステム推進協議会設置要綱（平成29年大口町告示第102号）第2条に規定する大口町地域包括ケアシステム推進協議会において行うものとする。

（守秘義務）

第6条 推進員、支援チームの構成員、その他支援事業に従事する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第7条 事業の庶務は、健康福祉部長寿ふくし課において処理する。

（その他必要事項）

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が定

める。

附 則（平成30年3月26日 大口町告示第14号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日 大口町告示第37号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。